

2004年8月2日

ドーハ作業計画

2004年8月1日一般理事会決定

(仮訳)

1. 一般理事会は、ドーハで採択された閣僚宣言及び決定、並びにそれを有効にする加盟国の完全なコミットメントを再確認する。理事会は、ドーハ作業計画を完全に実施し、ドーハで立ち上げられた交渉を成功裡に終結する加盟国の決意を強調する。2003年9月14日にカンクンで採択された閣僚声明、並びに2003年12月15日から16日の理事会における一般理事会議長及び事務局長による声明を考慮し、理事会は、貿易交渉委員会議長の報告に留意すると共に、以下の行動をとることに合意する。

a. 農業

一般理事会は、本文書附属書Aに規定する枠組みを採択する。

b. 綿花

一般理事会は、綿花に関する分野別イニシアティブの重要性を再確認し、この問題の貿易関連側面は農業交渉において追求されとする附属書Aに規定されているパラメータに留意する。一般理事会はまた、綿花イニシアティブの開発関連側面を重視すると共に、貿易と開発それぞれの側面の間の補完性を強調することを希望する。理事会は、WTO事務局により、2004年3月23日から24日まで、コトヌにおいて開催された綿花に関するワークショップ、及び開発支援の側面を進展させるためのその他の二国間及び多国間の取組に留意すると共に、事務局に対し、開発コミュニティとの協力を継続し、関連する進展に関する報告を定期的に理事会に提出するよう指示する。

加盟国は、国際金融機関とともに多国間で開発の関連問題に取り組むとともに、二国間プログラムを継続すべきであり、また、すべての先進国が参加するよう求められる。この点に関し、一般理事会は事務局長に対して、綿花が極めて大きな重要性を持つ経済の開発に既存のプログラム及び追加的な資源を、効果的に割り当てるために、ブレトン・ウッズ機関、国連食糧農業機関、国際貿

易センターを含む関連国際機関と協議するように指示する。

c. 非農産品市場アクセス

一般理事会は、本文書附属書Bに規定する枠組みを採択する。

d. 開発

原則 開発への懸念はドーハ閣僚宣言の不可分な一部を構成している。一般理事会はドーハ作業計画の中心に開発途上国及び後発開発途上国のニーズや利益を据えているドーハ開発アジェンダの開発側面を達成することに改めて専念し、再度加盟国に付託する。理事会は、市場アクセスの向上、バランスのとれたルール、目標を十分に定め持続的な資金が確保された技術協力/キャパシティ・ビルディング計画が、これら諸国の経済開発において果たしうる重要な役割を改めて強調する。

特別かつ異なる待遇 理事会は、S & Dの規定は、W T O諸協定の不可分な一部をなすことを再確認する。理事会は、ドーハでのS & Dの規定を強化し、より正確で効果的かつ実施可能なものとするためこれら規定を検討するとの閣僚達の決定を想起する。理事会はこれまでの進展を認識する。理事会は貿易及び開発に関する委員会特別会合に対し、協定別の全ての未解決の提案の検討を迅速に完了し、決定のための明確な勧告とともに、2005年7月までに理事会に報告することを指示する。理事会は更に貿易及び開発に関する委員会に対し、ドーハのマンドートの範囲内で、T N / C T D / 7に言及されているように、その他すべての未解決の問題（分野横断的な課題、監視機関及びS & DのW T O諸協定の構造への取り込みを含む）に関する作業を速やかに行い、一般理事会に適切に報告するように指示する。

理事会はまた、カテゴリー2の諸提案で言及された全てのW T Oの諸機関に対し、速やかにこれらの提案の検討を完了し、決定のための明確な勧告とともに、可能な限り早期にかつ遅くとも2005年7月までに、一般理事会に報告するよう指示する。その際、これらの諸機関は、開発途上国が議論に完全かつ効果的に参加できるよう、可能な限り会合が重ならないようにする。

技術支援 理事会はドーハ閣僚会議以降、開発途上国及び移行期にある低所得国への貿易関連技術支援（T R T A）を拡大における進展を認識する。この努力を更に進めるために理事会は、これらの国、特に後発開発途上国は、更なるT R T Aとキャパシティ・ビルディングを、交渉への効率的参加を増やし、W

ＴＯ諸規定の実施を容易にし、そして彼らの経済を調整し多様化させることを可能にするために、与えられるべきである。この文脈において、一般理事会は、ＬＤＣのためのＴＲＴＡの統合フレームワーク（ＩＦ）及び共同技術支援計画（ＪＩＴＡＰ）を含む、他の機関との改善された連携を歓迎かつ奨励する。

実施 実施関連問題に関しては、理事会は、ドーハ閣僚宣言のパラグラフ１２及び実施に関する問題及び懸念に関する決定で閣僚達が与えたマンデートを再確認し、残された課題への適切な解決策を発見するための加盟国の決意を新たにする。理事会は、ＴＮＣ、交渉会合、そして他のＷＴＯ関連諸機関に対し、適切な解決策を発見するための努力を倍加することを優先事項とするよう指示する。加盟国の立場を害することなく、理事会は、事務局長に対し、ＴＲＩＰＳ協定の２３条に規定されているワインやスピリッツ以外の産品への地理的表示の保護拡大に関連する課題を含めたドーハ閣僚宣言・パラ 12(b)の全ての未解決の実施問題について、必要に応じ事務局長のフレンズとして関連ＷＴＯ諸機関の議長を指名し及び（又は）専心的な協議を行うことにより、事務局長の協議プロセスを続けていくよう要請する。事務局長は、遅くとも２００５年５月までにＴＮＣ及び理事会に報告しなければならない。理事会は進展をレビューし、必要な行動を遅くとも２００５年７月までにとる。

その他の開発問題 現在進行中の市場アクセス交渉においては、ＷＴＯの基本的原則及び１９９４年ガットの関連の規定を認識し、能力の制約を含む途上国特有の貿易及び開発に関連した必要性及び懸念に特別な注意が払われねばならない。こうした途上国特有の懸念は、食料安全保障、農村開発、生計、特惠、一次産品及び食糧純輸入に関するものや、これまでに行ってきた自主的自由化を含んでおり、農業及びＮＡＭＡ交渉において、適切な場合には、考慮されるべきである。小規模で脆弱な開発途上国を多角的貿易体制により完全に統合するために特定されている貿易関連事項もまた、ドーハ閣僚宣言・パラ 35で指示されているように、作業計画の一部分として、ＷＴＯ加盟国の中に下位範疇を設けることなく、手当てされるべきである。

後発開発途上国 理事会は、ドーハでなされた後発開発途上国に関する約束を再確認し、こうした約束を実現する決意を新たにする。加盟国は、交渉において後発開発途上国の懸念に今後も適切に配慮する。理事会はこの決定のいかなる部分も、加盟国によって合意された後発開発途上国に関する特別な条項を決して損なうものでないことを確認する。

e. サービス

一般理事会は、サービス貿易理事会特別会合によるTNCへの報告に留意し、ドーハ・マンデートに従い、この交渉の分野を進展させるという加盟国のコミットメントを再確認する。理事会は、サービス貿易理事会特別会合において合意された本文書附属書Cに規定する、サービス交渉の更なる進展を追求する際の基礎となる勧告を採択する。改訂オファーは、2005年5月までに提出されなければならない。

f. その他の交渉グループ

ルール、貿易と環境及びTRIPS

一般理事会は、ルールに関する交渉グループ、貿易と環境に関する委員会及びTRIPS理事会によるTNCへの報告に留意する。理事会は、ドーハ・マンデートに従い、これらの交渉の分野のすべてを進展させるという加盟国のコミットメントを再確認する。

紛争解決

一般理事会は、紛争解決機関特別会合によるTNCへの報告に留意し、ドーハ・マンデートに従い、この交渉の分野を進展させるという加盟国のコミットメントを再確認する。理事会は、特別会合の作業は同機関議長がTNCへの自らの報告の中で定めた基礎に基づき継続されるべきであるとするTNCへの勧告を採択する。

g. 貿易円滑化

ドーハ閣僚宣言におけるパラグラフ27におけるマンデートの下、物品理事会で行われてきた貿易円滑化についての作業、及び、一般理主催のもと、第5回閣僚会議に先立ち、またその終了後も行われてきた作業に留意し、一般理事会は、本文書の付属書Dに規定されたモダリティを基礎に、貿易円滑化の交渉開始を明確なコンセンサスによって決定する。

貿易と投資および貿易と競争、政府調達との関係

理事会は、ドーハ閣僚宣言のパラグラフ20-22、パラグラフ23-25及びパラグラフ26それぞれに言及されているこれらの項目が、その閣僚宣言で規定された作業計画の一部とはならず、従って、ドーハ・ラウンドの間、これらの項目のいずれの交渉化に向けての作業がWTOにおいて行われないこと

に同意する。

h. 作業計画の他の要素

一般理事会は、作業計画のうち交渉を含んでいない要素に対してドーハで閣僚が与えた高い優先度を再確認する。これらの問題の多くが開発途上国メンバーにとって特に関心があることに留意し、理事会は、これら全ての分野において閣僚により与えられたマンデートを実施するとの約束を強調する。この目的のために、一般理事会及びその他の関連諸機関は第6回閣僚会議に対し、ドーハ・マンデートに従い報告しなければならない。実施に関わる問題及び懸念に関するドーハ閣僚決定のパラグラフ11.1並びにドーハ閣僚宣言のパラグラフ34に含まれるモラトリアムは、第6回閣僚会議まで延長される。

2. 一般理事会は、この決定及び附属書が、紛争解決了解に基づくいかなる紛争処理手続においても用いられてはならず、現行のWTO協定の解釈に用いられてはならないことに合意する。
3. 一般理事会は、全ての加盟国に対して、ドーハで閣僚が行ったコミットメントを履行するに際し、ドーハ開発アジェンダのバランスのとれた全般的な成果の妥結に向けた努力を倍加するよう要請する。理事会は、ドーハ閣僚宣言パラ45に示された期限を超えてドーハにおいて開始された交渉を、第6回閣僚会議に向かって継続することに合意する。第6回会合を開催するという香港の寛大な申し出を受け入れるという2003年10月21日の決定を想起しつつ、理事会は、この会議は2005年12月に開催されることに更に合意する。

附属書 A

農業のモダリティ確立のため枠組み

1. 農業交渉の現在の段階の出発点は、ドーハ閣僚宣言のパラグラフ 13 に定められたマンデートである。これは、根本的改革のプログラムを通じた、公正で市場指向型の貿易体制の構築という農業協定の長期目標にも盛り込まれている。以下の要素は、交渉のこの時点で求められる追加的精密さと、次の段階における完全なモダリティに向けた交渉の基礎を提供する。ドーハ・マンデートに規定された野心の水準は、引き続き農業交渉のベースとなる。

2. 最終的なバランスは、これら一連の交渉の決着時に一括受諾の下でのみ見いだされる。このバランスを達成するため、今後検討されるモダリティは、途上加盟国に対する特別かつ異なる待遇のための、運用上効果的で意味ある規定を含む必要がある。農業は、途上国の経済成長に決定的に重要であり、途上加盟国がその開発目標、貧困削減戦略、食料安全保障及び生計に関する関心を支援する農業政策を追求できなければならない。ドーハ宣言のパラグラフ 13 に言及されているように、非貿易的関心事項が考慮されるであろう。

3. 3分野全ての改革は、相互に関連した全体を構成しており、バランスのとれた、公平な手法で対処されるべきである。

4. 一般理事会は、一定数の国にとっての綿花の重要性及び開発途上国、特に LDC 諸国にとっての重大な重要性を認識する。これは農業交渉の中で野心的、迅速かつ具体的に対処される。この枠組みの規定は、綿花についての分野別イニシアチブと同様、次のアプローチの基礎となるものである。農業委員会特別会合は、他の分野別イニシアチブとは分離して、綿花問題の適切な優先順位付けを確保する。綿花に関する小委員会は、定期的に会合を開催し、進捗を再検討するため、農業委員会特別会合に報告する。作業は、ドーハ文書及びこの枠組み文書において特定されている、市場アクセス、国内支持及び輸出競争の全ての3分野において綿花分野に影響を与える全ての貿易歪曲的施策を含む。

5. 綿花問題の貿易及び開発側面は、この枠組みが添付されているテキストのパラ 1. b において述べられているとおり、密接不可分なものとして追求される。

国内支持

6. ドーハ閣僚宣言は、「貿易歪曲的支持の実質的削減」を求めている。これら実質的削減を達成する観点から、この分野における交渉は次の点を確保する。

- ・ 特別かつ異なる待遇は国内支持の不可分な要素として維持される。今後形成されるモダリティは、全ての貿易歪曲的国内支持に対するより長い実施期間及びより低い削減係数、並びに農業協定第6条第2項に基づく規定への継続したアクセスを含む。
- ・ 先進加盟国による削減のハーモナイゼーションについての強固な要素が設定される。特に、より高い認められた貿易歪曲的国内支持の水準は、より大きく削減される。
- ・ そのような加盟国は、それぞれ、約束水準から、貿易歪曲的支持の全体的水準の実質的な削減を行う。
- ・ この全体的約束と同様、長期的な改革目的と整合した結果を確保する観点から、総合AMSの最終約束水準及び認められたデミニミスの水準は実質的に削減され、青の政策については、パラグラフ15に特定されているように、上限が設定される。貿易歪曲的支持を統制するための規律及び条件の形成又は明確化に際しては、この点が考慮される。

全体的削減：階層方式

7. 総合AMSの最終約束水準、認められたデミニミス及びパラグラフ8で合意された青の政策の水準により測られる全ての貿易歪曲的支持の全体的なベースとなる水準は、階層方式に従って削減される。この方式の下、より高い水準の貿易歪曲的支持を有する加盟国は、ハーモナイゼーションを達成するために、より大きな全体的削減を行う。全体的削減の最初の実施として、実施期間の初年度及び実施期間を通じて、全ての貿易歪曲的支持の合計は、総合AMSの最終約束水準、認められたデミニミス及びパラグラフ15で決定される水準の青の政策の合計の80%を超えないものとする。

8. この階層方式に関する更なる交渉は、次の要素に従って行われる。

- ・ この約束は、最低限の全体的約束として適用する。総合AMS、デミニミス及び青の政策に対し、今後の交渉により個別かつ補完的に形成される方式が各加盟国にとって貿易歪曲的国内支持のより大きな全体的削減を

意味する場合は、これは貿易歪曲的国内支持の全体的削減に対する上限としては適用されない。

- ・ 青の政策の要素の水準を測るための基準は、今後合意される最新の代表的な期間における既存の青の政策の支払額とパラ 15 で確立される上限のいずれか高い方とする。

総合 AMS の最終約束水準：階層方式

9. ハーモナイゼーション効果を有する削減を達成するため、

- ・ 総合 AMS の最終約束水準は、階層方式により、実質的に削減される。
- ・ より大きな総合 AMS を有する加盟国は、より大きな削減を行う。
- ・ 変化のない国内支持が異なる支持のカテゴリー間を移動することにより農業協定の目的が迂回されるのを防止するため、産品特定の AMS は、今後合意される方法に従って平均水準を上限として設定される。
- ・ 総合 AMS の最終約束水準の実質的削減は、一部の産品特定の支持の削減という結果をもたらす。

10. 加盟国は、貿易歪曲的国内支持の全体的削減において求められる水準を達成するため、この方式に基づく削減よりも大きな削減を行うことがあり得る。

デミニミス

11. デミニミスの削減は、特別かつ異なる待遇の原則を考慮し、交渉される。ほとんど全てのデミニミスの支持を自給的農業者及び資源に乏しい農業者に配分している途上国は、免除される。

12. 加盟国は、貿易歪曲的国内支持の全体的削減において求められる水準を達成するため、この方式に基づく削減よりも大きな削減を行うことがあり得る。

青の政策

13. 加盟国は、農業改革の促進における青の政策の役割を認識している。この観点において、農業協定第 6 条第 5 項は、加盟国が次の措置を使用することができるよう再検討される。

- ・ 生産制限計画による直接支払であって、次のいずれかに該当するもの。

- － 更新されない一定の面積及び生産に基づいて行われる支払
- － 更新されない基準となる生産水準の 85 % 以下の生産について行われる支払
- － 更新されない一定の頭数について行われる家畜に係る支払

又は、

- ・ 生産が求められない直接支払であり、かつ
 - － 更新されない一定の面積及び生産に基づいて行われる支払、又は
 - － 更新されない一定の頭数について行われる家畜に係る支払であり、かつ
- － 更新されない基準となる生産水準の 85 % 以下の生産について行われる支払

14. 更なる基準とともに、上記の基準が、今後交渉される。そのようないかなる基準も、以下の理解の下、青の政策の支払が AMS の措置よりも貿易歪曲性が低いことを確保するものとする。

- ・ 新たな基準は、いずれも、WTO に関する権利義務のバランスが考慮されることが必要。
- ・ 今後合意される新たな基準は、いずれも、現在進行中の改革を阻害するような悪影響を与えない。

15. 青の政策は、過去の期間における加盟国の農業総生産額の 5 % を超えないものとする。この過去の期間は、交渉において確立される。この上限は、現在青の政策を使用している又は今後新たに青の政策を使用するいかなる国にも実施期間の当初から適用される。加盟国が例外的に大きな割合の貿易歪曲的支持を青の政策として保持している場合は、今後合意される基礎に基づき、完全に不均衡な削減を求められないよう、何らかの柔軟性が供与される。

緑の政策

16. 緑の政策の基準は、貿易歪曲的な影響又は生産に対する影響が全くないか又はあるとしても最小限であることを確保する観点から再検討及び明確化される。この再検討及び明確化においては、緑の政策の基本的な概念、原則及び効果が維持され、非貿易的関心事項が考慮されることが必要である。パラ 48 で触れた、モニタリング及び監視に係る全ての新たな規律に関する改善された義務は、緑の政策にとって特に重要である。

輸出競争

１７．ドーハ閣僚宣言は、「全ての形態の輸出補助金の段階的撤廃を目指した削減」を求めている。交渉の結果として、加盟国は、信用できる撤廃期限までに全ての輸出補助金及び同等の効果をもつ全ての輸出手段に対する規律の並行的な撤廃を確保する詳細なモダリティの確立することに合意する。

撤廃期限

１８．以下は合意される撤廃期限までに撤廃される。

- ・ 譲許された輸出補助金。
- ・ 償還期間が 180 日を超える輸出信用、輸出保証又は保険プログラム。
- ・ 償還期間が 180 日以下の輸出信用、輸出保証又は保険プログラムについては、今後合意される規律に適合しないもの。これらの規律は、特に、利子の支払、最低利率、要求される最低プレミアム及びその他補助金を構成する又は貿易を歪曲するその他の要素を含む。
- ・ 輸出国家貿易企業に対する又は輸出国家貿易企業による輸出補助金、政府支出及び損失補填を含む、輸出国家貿易企業に関する貿易歪曲的行為。輸出独占権の今後の使用に関する問題はさらなる交渉に委ねる。
- ・ 今後合意される運用上効果的な規律に服さない食料援助。そのような規律の目的は、商業貿易の代替を防止することである。人道目的及び開発問題に関連するものを含む、加盟国による食料援助の実施に関する国際機関の役割は、交渉で対処する。完全に無償形態のみの食料援助を供与することに関する問題についても、交渉で対処する。

１９．パラグラフ 18 に関し、透明性に関する効果的な規定が確立される。当該規定は、標準的な W T O の慣例に従い、商業的秘密への配慮と矛盾しないものとする。

実施

２０．パラグラフ 18 における約束及び規律は、今後合意される譲許表及びモ

ダリティに従って実行される。約束は一年ごとに分割して実行する。この段階的削減については、加盟国の国内改革のステップとの整合性の必要性を考慮する。

21. パラグラフ18の要素の交渉及びその実施に際しては、加盟国による同等かつ並行的な約束を確保する。

特別かつ異なる待遇

22. 途上加盟国は全ての形態の輸出補助金の段階的撤廃についてより長い実施期間を享受する。

23. 途上国は、全ての形態の輸出補助金の段階的撤廃及び上記で特定される全ての規律の実施が行われた後、今後交渉される合理的な期間において、農業協定第9条第4項の下での特別かつ異なる待遇を引き続き享受する。

24. 加盟国は、「改革計画が後開発途上国及び食料純輸入開発途上国に及ぼし得る悪影響に係る措置に関する決定」のパラグラフ4に規定されているように、今後合意される輸出信用、輸出信用保証又は保険プログラムの規律に関し、後開発途上国及び食料純輸入開発途上国に有利な異なる取扱いに関する適切な規定を作成することを確保する。パラグラフ48に示唆される全ての新たな規律のモニタリング及び監視に対する改善された義務は、この点において決定的に重要である。この点で今後合意される規定は、上記パラグラフ18における義務の下での加盟国の約束を損なってはならない。

25. 国内消費者価格の安定の確保及び食料安全保障の確保のために特権を享受している途上加盟国における国家貿易企業は、独占的地位の維持に関し、特別な配慮を受ける。

特別な状況

26. 食料援助、商業的輸出信用又は優遇された国際金融措置で十分にカバーし得ない、例外的な状況下では、途上国への輸出に関連する臨時的かつ一時的な資金調達措置が、加盟国によって合意され得る。当該合意は、上記パラグラフ18における加盟国の約束を損なうような効果を有してはならず、また、今

後確立される基準及び協議手続きに基づくものとする。

市場アクセス

２７．ドーハ閣僚宣言は、「市場アクセスの実質的な拡大」を謳っている。また、加盟国は、開発途上国に対する特別かつ異なる待遇が交渉における全ての要素の不可欠な一部となることに合意した。

単一のアプローチ：階層方式

２８．先進加盟国及び途上加盟国に対する単一のアプローチが、全てのドーハ・マンデートの目的に合致することを確保するために、関税削減は、異なる関税構造を考慮した階層方式を通じて行う。

２９．そのような方式が実質的な貿易拡大に資することを確保するため、以下の原則が更なる交渉の指針となる。

- ・ 関税削減は、譲許税率からの削減とする。実質的な全体的関税削減は、交渉の最終結果として達成される。
- ・ 各加盟国（ＬＤＣ諸国を除く）が貢献を行う。途上加盟国に対する運用上効果的な特別かつ異なる待遇は、全ての要素の不可欠な一部である。
- ・ 関税削減の累進性は、高関税ほどより大幅な削減を行うことにより達成されるが、センシティブ品目に対する柔軟性を有するものとする。市場アクセスの実質的改善は、全ての品目に関して、達成される。

３０．バンドの数、バンドを定義するための境界線及び各バンド内における関税削減方式は、今後の交渉の対象である。センシティブ品目に対する異なる扱いを認める階層方式における上限関税の役割については、更に評価されよう。

センシティブ品目

選択

３１．階層方式の全体的目的を阻害することなく、加盟国は、これらの品目に関する現行の約束を考慮しつつ、センシティブとして取り扱われるタリフラインについて、今後の交渉によって決められる適切な数を指定し得る。

取扱い

３２．「実質的な改善」の原則は、各品目に適用する。

３３．「実質的な改善」は、各品目に適用する関税割当約束と関税削減の組合せを通じて達成される。しかしながら、この交渉におけるバランスは、最終的な交渉結果が、当該品目のセンシティブティをも反映している場合にのみ達成しうる。

３４．最恵国待遇による何らかの関税割当の拡大が、そのような全ての品目に関し、要求される。今後の交渉において、一貫性と公平性を考慮して、そのような拡大のためのベースがつくられる。階層方式の目的を阻害しないために、そのような全ての品目に関し、最恵国待遇による関税割当の拡大が、関税方式からの乖離を考慮して今後交渉される特定のルールに基づき、供与される。

その他の要素

３５．最終的なバランスの取れた結果に至るために要求される柔軟性を提供するその他の要素としては、加盟国、特に途上加盟国が関税割当による市場アクセス機会から十分に裨益するよう、枠内税率の削減又は撤廃及び既存の関税割当に関する関税割当運用の運用上効果的な改善が含まれる。

３６．タリフ・エスカレーションについては、今後合意される方式により対応する。

３７．関税の簡素化の問題は、今後の交渉の対象とする。

３８．農業の特別セーフガード（ＳＳＧ）の問題は、今後の交渉の対象とする。

特別かつ異なる待遇

３９．途上国の農村開発、食料安全保障又は生計保障に関するニーズに鑑み、関税削減方式、センシティブ品目の数及び取扱い、関税割当の拡大及び実施期間を含め、特別かつ異なる待遇は、交渉における全ての要素の不可分の一部である。

40. 途上加盟国に対する関税削減約束又は関税割当拡大約束をより少なく要求することにより、均衡性が達成される。

41. 食料援助、生計保障及び農村開発のニーズに関する基準に基づき、途上加盟国は、適切な数の品目を特別品目（SP）として指定する柔軟性を有する。これらの品目は、より柔軟な扱いを受けることができる。これらの品目の基準と扱いは、交渉段階で更に特定され、また、途上国にとっての特別品目の根本的な重要性が認識される。

42. 特別セーフガード措置（SSM）は、途上加盟国の利用のために確立される。

43. 熱帯農産品及び麻薬となる不法な作物からの転作のために特別に重要な産品の貿易の完全な自由化に関する長年の約束は、実現が遅滞しており、市場アクセス交渉において効果的に対処される。

44. 長年存在している特惠マージンの重要性は、十分に認識されている。特惠マージンの浸食の問題は対処される。この点に関する更なる交渉のためには、「モダリティー次案改訂版」のパラ16及び他の適切な条項が参考となる。

後発開発途上国（LDC）

45. 後発開発途上国は、上述の特別かつ異なる待遇の全てが適用されるとともに、削減約束を求められない。先進加盟国及びそうすべき立場にある途上加盟国は、LDCに由来する品目への無税無枠の市場アクセスを供与すべき。

46. 3分野の全てにおける綿花に関する作業は、一部のLDC諸国にとってのこのセクターの死活的な重要性を反映したものとなる。また、迅速に野心的な結果を達成するよう作業を行う。

新規加盟国

47. 新規加盟国の特別の関心事項は、特定の柔軟性の規定を通じて効果的に対処される。

モニタリング及び監視

４８．市場アクセス、国内支持及び輸出競争の約束に関する適時かつ完全な通報を含め、十分な透明性を効果的に確保するためにモニタリングを強化する目的で、農業協定１８条を改正する。この点に関する途上国の特別の関心事項については対応する。

その他の論点

４９．合意されていない関心事項のは、セクター別イニシアティブ、差別的輸出税、地理的表示である。

５０．農業協定１２条１項の輸出の禁止及び制限に係る規律が強化される。

附属書 B

非農産品市場アクセス交渉のモダリティ確立のため枠組み

1. この枠組みは、市場アクセス交渉グループによるモダリティに関する将来の作業のための最初の要素を含んでいる。これらの要素のいくつかに関する個々の事項について合意に達するため更なる交渉が必要である。これらは、フォーミュラ、パラグラフ 5 の第 2 インデントにおける非譲許品目の扱いに関する問題、途上国である参加国への柔軟性、分野別関税部分における参加の問題、及び特惠に関連している。モダリティを完成させるため、交渉グループは、ドーハ閣僚宣言パラグラフ 16 及びそこでの全体的なバランスと整合的な方法でこれらの問題に迅速に取り組むよう指示された。

2. 我々は、非農産品市場アクセス交渉は、特に開発途上国の輸出関心品目を中心に、関税（タリフ・ピーク、高関税及びタリフ・エスカレーションの削減又は撤廃を含む）及び非関税障壁の削減又は適切な場合には撤廃を目標とすることを再確認する。我々はまた、モダリティの不可分の一部として、特別のかつ異なる待遇の及び関税削減約束における相互主義の軽減の重要性を再確認する。

3. 我々は、市場アクセス交渉グループによる実質的な作業及び交渉モダリティの合意達成に向けた進展を認める。我々は、議長のモダリティの要素案 (TN/MA/W35/Rev. 1) に関する建設的な対話に留意し、交渉グループによる将来の作業のための参考としてこの文書を使用する意図を確認する。我々は、交渉グループに対し、ドーハ閣僚宣言パラグラフ 16（同パラグラフは 1994 年のガット第 28 条の 2 の関連諸規定及びドーハ閣僚宣言パラグラフ 50 で引用されている諸規定に言及している）の権限に従い、下記に基づき作業を継続するよう指示する。

4. 我々は、フォーミュラによるアプローチが、関税削減並びにタリフ・ピーク、高関税及びタリフ・エスカレーションの削減又は撤廃の鍵となることを認識する。我々は、交渉グループが、開発途上及び後発開発途上参加国の特別な必要性及び利益（関税削減約束における相互主義の軽減を含む）を十分考慮し、個別品目毎に適用される非等量的なフォーミュラについての作業を継続すべきであることに合意する。

5. 我々は、さらに、フォーミュラに関する以下の要素に合意する。

- －交渉対象品目は包括的であり、あらかじめ例外品目を設けない
- －関税削減又は撤廃の起点は、現行譲許完全実施後の譲許税率とする。ただし、非譲許タリフラインに関しては、関税削減の基準年における最恵国待遇実行税率の〔2〕倍を関税削減の起点とする
- －最恵国待遇実行税率の基準年は、2001年とする（11月14日に適用されていた実行税率）
- －ウルグアイ・ラウンド終結以降にWTOでの最恵国待遇で関税が譲許されたことを条件に、開発途上国の自主的自由化へのクレジットを与える
- －全ての非従価税は今後決定される方法に基づき同等の従価税に換算され、従価税で譲許される
- －交渉はHS96又はHS2002の品目表に基づき開始され、交渉の結果はHS2002の品目表に基づいて完成される
- －輸入データの参考期間は1999年から2001年とする

6. 我々は更に、例外として、非農産品の譲許率が〔35〕%未満の参加国はフォーミュラによる関税削減から除外されることに合意する。その代わりに、我々は、それらの加盟国が、現行譲許が完全に実施された後の全ての開発途上国の平均譲許税率を超えない平均水準で、非農産品タリフラインを〔100〕%譲許することを期待する。

7. 我々は、撤廃又は調和を目的とする分野別関税部分が、特に開発途上国の輸出関心品目について、関税の削減又は撤廃に関するドーハ閣僚宣言パラグラフ16の目的を達成するための、もう一つの重要な要素であることを認識する。我々は、全ての加盟国の参加がそのためには重要であることを認識する。したがって我々は、交渉グループに対し、対象品目、参加、及び開発途上参加国のための柔軟性にかかる適切な規定を定義することを目的として、かかる分野別部分についての議論を追求するよう指示する。

8. 我々は、途上参加国が、関税削減に関しより長い実施期間を有することに合意する。加えて、それらの参加国は以下の柔軟性を与えられる。

- (a) タリフラインの〔10〕%までは、フォーミュラ適用時の半分以上の削減が行われ、かつ、当該タリフラインがその加盟国の全輸入額の〔10〕%を超えないことを条件に、フォーミュラ削減以下の削減を適用するか、

(b) タリフラインの〔５〕％までは、例外として、当該タリフラインがその加盟国の全輸入額の〔５〕％を超えないことを条件として、非譲許を維持する、又はフォーミュラによる削減を適用しない。

我々はさらに、この柔軟性がＨＳ分類の一つの類全体を除外することには使われないことを合意する。

９．我々は、後発開発途上国参加国が、フォーミュラの適用や分野別アプローチへの参加を求められないことに合意する。しかしながら、このラウンド交渉への彼らの貢献の一部として、彼らが譲許のレベルを実質的に拡大することが期待される。

１０．さらに我々は、後発開発途上国の多角的貿易体制への統合を促進し、その生産及び輸出の基礎の多様化を支持する必要を認め、先進国参加国及びそのような決定を行うその他の参加国が、〔・・〕年までに後発開発途上国の非農産品に対して無税かつ無枠の市場アクセスを自主的に付与することを求める。

１１．我々は、新規加盟国がその加盟の一部として広範な市場アクセスの約束を行っていることを考慮するため、かかる新規加盟国が関税削減に関する特別の規定を適用できること、また多くの場合段階的な関税削減が実施中にあることを認識する。我々は、交渉グループに対し、これらの規定をさらに充実させるよう指示する。

１２．我々は、関税に関する中心となるモダリティに関する合意に至るまでの間、分野別関税相互撤廃、分野別調和及びリクエスト・オファー等の補完的モダリティの可能性が開かれておくべきことに合意する。

１３．さらに、我々は、先進参加国及びそのような決定を行う他の参加国に対し、低関税の撤廃を検討するようを求める。

１４．我々は、非関税障壁が交渉の不可分かつ（関税交渉と）同様に重要な部分であることを認め、参加国に対し、非関税障壁に関する作業を強化するよう指示する。特に、２００４年１０月３１日までに非関税障壁の通報を行い、非関税障壁の特定、検討、分類そして最終的には交渉を行うよう、全ての参加国に対し慫慂する。我々は、交渉において非関税障壁に対処するため

のモダリティが、リクエスト・オファー、水平的又は垂直的アプローチを含み得ること及び発展途上及び後発開発途上参加国に対する特別のかつ異なる待遇の原則を十分考慮すべきことに留意する。

１５．我々は、適切な研究及びキャパシティ・ビルディングのための措置が、合意されるべきモダリティの不可分の一部であることを認識する。我々はまた、この分野においてこれまで行われてきた作業を認め、参加国に対し、交渉への参加を改善するための課題を特定する作業を継続するよう慫慂する。

１６．我々は、非互惠的特恵の裨益加盟国及び現在関税収入に高く依存している加盟国が本非農産品交渉の結果として直面する可能性のある課題を認識する。我々は、交渉グループに対し、作業の過程において、関係加盟国に起こりうる特別の必要性を考慮するよう指示する。

１７．我々は、さらに、ドーハ閣僚宣言パラグラフ３１（iii）で対象となっている非農産品環境関連物品の問題に対処するため、貿易と環境委員会特別会合と緊密に協力するよう、交渉グループに対し慫慂する。

附属書 C
サービス貿易理事会特別会合の勧告

- a) 初期オファーを未だ提出していない加盟国は、可能な限り早期に提出しなければならない。
- b) 改訂オファー提出の期日は、可能な限り早期に設定されるべきである。
- c) 全ての加盟国に効果的な市場アクセスを与え、また実質的な成果を確保するために、加盟国は、後発開発途上国に特別の注意を払いつつ、特に開発途上国の輸出関心分野と提供態様において、質の高いオファーを確保するために取り組む。
- d) 加盟国は、いかなるサービス分野または提供態様も予め排除することなく、より高いレベルの自由化を漸進的に実現することを目指し、開発途上国の輸出関心分野と提供態様に特別の注意を払う。加盟国は、モード 4 における開発途上国及びその他の加盟国の関心に留意する。
- e) 加盟国は、それぞれのマンデート及び期限に従い、G A T S 第 6 条第 4 項、第 10 条、第 13 条及び第 15 条の下でのルール交渉を終結する努力を強化しなければならない。
- f) 開発途上国が交渉に効果的に参加できるよう、目標を絞った技術支援が行われるべきである。

第 6 回閣僚会議のために、サービス貿易理事会特別会合は、これらの交渉の進展をレビューし、貿易交渉委員会に可能な勧告を含む完全な報告を提出する。

附属書 D

貿易円滑化交渉のためのモダリティ

1. 交渉は、1994年のガット5条、8条及び10条の関連する側面を明確化し改善することにより、通過貨物を含む物品の移動、国内引取り、貿易手続をさらに迅速化することを目的とする¹。交渉はまた、この分野における技術支援及びキャパシティ・ビルディングのための支援を強化することも、目的とする。さらに交渉は、貿易円滑化や税関法令遵守に関する、税関間又は他の関連当局間の効果的な協力のための準備も目的とする。

2. 交渉の結果は開発途上国及び後発開発途上国のための特別かつ異なる待遇の原則を十分に考慮する。加盟国は、この原則が、約束の実施のために従来認められてきた移行期間の供与以上のものでなり得るということを認識しなくてはならない。特に、約束を実施する範囲と時期とは、開発途上国及び後発開発途上国の実施能力に関連づけられる。さらに、これらの国が、彼らが有する手段以上には、インフラ計画への投資を義務づけられないことに合意する。

3. 後発開発途上国は、各国の開発、財政及び貿易の必要性又は行政上及び制度上の能力に応じた約束の実施のみが要求される。

4. 交渉の不可分な一部として、加盟国は、特に開発途上国及び後発開発途上国における貿易円滑化の必要性及び優先課題を特定し、また、提案された措置の費用面での影響に対する開発途上国及び後発開発途上国の懸念を取り上げる。

5. キャパシティ・ビルディングのための技術支援及び援助の提供が、開発途上国及び後発開発途上国が十分に交渉に参加し、また交渉から利益を得ることを可能にするために必要不可欠であることを認識する。従って、加盟国、特に先進国は、交渉中において、適切にそのような支援、協力を確保することを約束する²。

¹ これは、交渉の最終結果の可能な形式について予断するものではなく、かつ成果物の形式に関する検討が可能であることを理解する。

² このパラグラフに関して、加盟国はドーハ閣僚宣言のパラグラフ38が関連する技術協力はキャパシティビルディングに関する加盟国の懸念を取り上げていることを考慮する。

6. 交渉の結果生じる約束の実施を支援するために、約束の性質や範囲に応じて、開発途上国及び後発開発途上国に対し支援及び援助が提供される。この文脈において、交渉が、実施のために一部の加盟国に対するインフラ整備の支援が要求されるような約束を生ずる場合があることを認識する。このような数少ない場合において、先進国は実施のために約束の性質や範囲に直接関連する支援や援助を確保するために必要な最大限の努力を行う。しかしながら、そのようなインフラのために要求される支援や援助が提供されず、かつ、開発途上国もしくは後発開発途上国が必要な能力を欠く場合には、約束の実施は要求されない。必要な支援及び援助を確保するために最大限の努力がなされる一方、先進国がそのような支援を提供することの約束は無制限ではないことを理解する。

7. 加盟国は、提供された支援及び援助の効果及び支援や援助が交渉の結果の実施に貢献出来るものか見直すことに同意する。

8. 技術支援及びキャパシティ・ビルディングをより効果的かつ実施可能にし、一層の一貫性を確保するため、加盟国は関連国際機関（IMF、OECD、UNCTAD、WCO及び世界銀行を含む）を招待し、この点に関し、共同した努力を行う。

9. この分野におけるWCOや他の関連国際機関による関連作業にしかるべき考慮が払われる。

10. ドーハ閣僚宣言のパラグラフ45から51は、これらの交渉に適用される。一般理事会7月会合後の最初の会合において、貿易交渉委員会は貿易円滑化交渉グループを設立しその議長を任命する。交渉グループの第一回の会合は、作業計画及び会合の日程に合意する。